

一般社団法人こども発達支援研究会 講演依頼・講師派遣 規約

本規約は、一般社団法人こども発達支援研究会（以下、当法人）が運営する講演依頼・講師派遣事業（本サービス）の利用者（以下「依頼者」）に対し提供する講演会・研修会（以下「講演会等」）の講師手配に関する条件について定めたものです。

第1条（サービスについて）

1. 本サービスは、依頼者に対し、依頼内容に相応しい話題の提供、講師の派遣、講師のスケジュール調整およびその確保、そのほかの関連業務を提供するものです。

第2条（契約について）

1. 依頼者が当法人に、講演依頼受付フォーム、電話等の口頭、メールやFAXを含む書面などで、講演会等への講師手配などを正式に依頼し、講師が講演会等の登壇を承諾した時点で、依頼者と当法人の間に契約が成立するものとします。なお、依頼者をご希望される講演日時や講演料金等については、講師の都合により、ご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

第3条（費用について）

1. 本サービスにおいて、当法人は依頼者からヒヤリングした情報を元に、講師のご提案やスケジュール確認などをさせていただきますが、契約前に、ご希望の講師の講演料、交通費等の経費などかかる概算費用を提示しますので、十分にご確認ください。当法人が提示する講演料は、講師謝金等の講演料に当法人の企画料や業務代行費用および所得税・復興特別所得税の源泉徴収を合わせたものです。
2. 講演料以外の費用として、講師の目的地までの相応の交通手段による往復交通費（交通時間と費用を考慮した適正価格）、宿泊が必要な場合の宿泊費等が必要になります。当法人が手配する講師にマネージャーやアシスタントなどの同行者が帯同することがあります。その場合、別途同行者の交通費等が必要になります。一行人数は、ご提案の際にご提示しますので、ご確認ください。なお、天災、事故、ストライキ、天候不良等、予期せぬ事態において交通費・宿泊費等に変更が生じる場合がありますので予めご了承ください。
3. 講演会等の会場使用料、会場設営費用、及び講師のケータリングなどに要する手配・費用は、依頼者の負担となります。また、講師が講演会等で使用する機材（パソコン・プロジェクタ・スクリーン・DVDプレイヤー等）や資料印刷が必要な場合は、基本的に依頼者にご用意していただきます。当法人で用意する必要がある場合は別途費用が必要となります。その他講師によっては、講師側の条件による有料資料など、別途費用が必要となる場合もあります。
4. 講演会等への講演以外の要請事項（講師の懇親会・パーティー等への参加、書籍販売、書籍・色紙などへのサイン、写真撮影等）には事前に当法人および講師の承諾が必要です。また、別途費用が発生する場合がありますのでご注意ください。
5. 来場者から参加費を徴収する有料の講演会等の場合、事前にその旨と、参加費の金額についてご教示ください。条件によっては講演料が変動することもあります。また、講師によっては、有料制の講演会等への講演をお断りされる場合もありますので、予めご了承ください。
6. 講師等（同行者を含むことがあります）の公共交通機関（タクシーを除く飛行機、新幹線、電車、バス等）を利用した交通費は、目的地までの合理的な経路による正規運賃（ホームページ等に正規運賃として公表されている運賃額）により精算するものとします。
7. 講師等（同行者を含むことがあります）の交通費（タクシーを除く）について、原則として精算時に領収書は添付しないものとします。領収書の添付を必要とする場合は事前に当法人にご相談ください。

第4条（支払条件について）

1. 本サービスの費用は、原則として、講演会等の実施後の翌月末までに当法人指定の銀行口座へ現金振込にてお支払いいただきます。振込手数料は、依頼者の負担とさせていただきます。尚、当法人への支払いは法人支払となりますので、源泉徴収の必要はございません。講師への支払に伴い源泉徴収が必要な場合は当法人が行います。また、海外に籍を置く企業・団体であっても、お支払はすべて日本円（支払日当日の為替レートに基づく）でお願いします。

第5条（キャンセルについて）

1. 契約成立後、依頼者が自己の都合で本取引を取り止めた場合、原則として、下記キャンセル料（違約金）と、当法人や講師が講演会等の手配や準備等で支出した実費がある場合にはその実費をお支払いいただきます。
2. キャンセル料

開催予定日の10日前以内に取りやめた場合	料金の全額
開催予定日の11日前から20日前までに取りやめた場合	料金の50%相当額
開催予定日の21日前から30日前までに取りやめた場合	料金の20%相当額

3. キャンセル料は、取り消し日を含め7営業日以内にお支払いください。
4. 国または自治体から新型インフルエンザ等特別措置法等の法令に基づく休業要請が発令される等、不可抗力により講演会等の実施が困難と判断される場合または天災、事故、天候不良等、予期せぬ事態より取りやめる場合は、講師と相談の上キャンセル料をいただかない場合があります。ただし、新型インフルエンザ等特別措置法等の法令による休業要請の発令等に基づかない場合その他依頼者の自主的な判断による中止の場合は、前記5-1の通りのキャンセル料をいただきます。
5. 前項同様の不可抗力により講演会等を延期する場合、開催予定日から6ヶ月以内の延期であれば原則として別途費用はいただきず、講師と日程調整して、対応させていただきます。ただし、開催予定日から6ヶ月を超える延期の場合、前記5-1の通りのキャンセル料が発生することがございます。
6. 講師によっては、依頼時に個別のキャンセル規定を提示される場合があります。その場合は講師個別のキャンセル規定を適用致します。

第6条（告知・宣伝について）

1. 講演会等の告知・宣伝のために、チラシ、ポスター、SNSを含むWebページやバナー等の告知物を制作される場合は、当法人から別途支給する宣材写真（書影含む）・プロフィール以外は使用しないでください。また、すべての告知物に関して事前に原稿（版下）段階での講師側の確認が必要な場合があります。尚、講師側の確認に1~2週間程度かかる場合もありますので、制作進行には余裕をもってご対応ください。

第7条（著作権について）

1. 講演会等における講師の講演内容、トークやパフォーマンスに関する著作権、知的財産権等は、依頼者に移転するものではなく講師に留保されます。当法人および講師の許諾を得ずに録音・録画・撮影などの記録を行うことや目的外の使用はできません。また、依頼者または来場者を問わず、SNS含めたイン

ターネット上に無断で写真や講演内容を公開してはいけません。尚、故意・過失によらず、万一記録物等が流出したことで当法人および講師側が損害を被った場合、その賠償を請求されることがありますのでご注意ください。

2. サテライト会場など別会場等への中継を行う場合、録音・録画を残さない形であっても、当法人および講師の許諾が必要となります。事前に了解を得てください。尚、許諾が得られない場合や、別途料金が発生する場合がありますので、予めご了承下さい。
3. 依頼者は、講師が講演会等において使用したレジュメ、スライド等の資料を、当法人および講師の許諾を得ずに、複製、転載、二次利用等をしてはなりません。
4. 依頼者が講演会等の講演録を作成しようとする場合、当法人および講師の許諾を得なければなりません。尚、許諾が得られない場合や、別途料金が発生する場合がありますので、予めご了承下さい。また、ホームページ上などで事後のレポート記事を作成する場合も同様で、その場合、公開期間・範囲を制限させて頂くことがあります。
5. 新聞社、放送局などのメディアが講演会等の取材を行う場合は、当法人および講師の了解を得てください。

第8条（安全管理、個人情報保護について）

1. 依頼者は、講演会等を開催するにあたり、来場者および講師の安全確保に十分な配慮をし、安全管理に努めるものとします。依頼者は、本取引により知り得た講師の個人情報や所属事務所の情報、当法人との取引内容を、みだりに第三者に知らせてはなりません。

第9条（緊急時の対応について）

1. 地震、台風、大雪、津波や火山の噴火などの予期せぬ自然災害、交通機関の欠航・不通・遅延、大規模な停電、講師の急病や不慮の事故および逝去、公職への就任や選挙への立候補、新型インフルエンザ等特別措置法による休業要請等の法令に基づく場合、その他やむを得ない合理的事由により、講演会等に講師を派遣できなくなった場合、当法人は、代替講師の派遣、講演会等の実施日の変更、移動手段の変更などの善後策について、すみやかに依頼者と協議し、対応することとします。ただし、急な事態に対応が不可能又は著しく困難な場合もありますので予めご了承下さい。この場合、当法人は依頼者や来場者が被った損害について一切賠償の責を負わないものとします。
2. 台風や大雪など、交通機関の遅延や不通が事前に予測される場合、講師に対し前日入りや別ルートへの変更など可能な限りの交渉・手配をさせていただきますが、講師の前後のスケジュール等の事情により対応できない場合もありますので、予めご了承下さい。尚、前日入りや別ルートでの手配を行う際に別途かかる交通費、宿泊費等の費用は全額依頼者の負担となります。また、拘束時間が延長されることから、講師側から別途料金を請求された場合についても依頼者に負担いただきます。
3. 本取引に関連して、万一、当法人が損害賠償等の責任を負う場合は、講演料の範囲内にて賠償責任を負うものとします。

第10条（契約解除について）

1. 当法人は、依頼者に次の事由が生じた場合、直ちに本契約を解除することができます。
 - ① 本規約に違反する行為があったとき。
 - ② 講演会等が公序良俗に反し、または反社会的行為に利用される恐れがあると当法人が判断したとき。
 - ③ 依頼者に破産、会社整理、特別清算、民事再生または会社更生手続き等の申し立てがなされたとき。
 - ④ 依頼者に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売開始決定または租税滞納処分等の申し立てがなされたとき。

- ⑤ 依頼者の振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
- ⑥ 支払不能、支払停止の状態となったとき。
- ⑦ その他、依頼者の資産、信用に重大な変動が生じた場合、また、そのおそれがあるとき
- ⑧ 前記各号の事由により、当法人が本契約を解除した場合、当規定に基づいてキャンセル料をお支払いいただきます。

第11条（反社会的勢力の排除について）

1. 依頼者は本取引にあたり次の各号の事項を確約し、申し込むものとします。この確約に反する事実が判明した場合や本取引開始後に自らまたは自らの役員が反社会的勢力に該当した場合、何らの催告を要せず当法人は本取引の契約を解除することができます。尚、この場合、当法人は何ら損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、過去にも反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力との取引等なんらの関わりもないこと、及び当該関わりが過去にもなかったこと。
3. 刑罰法規その他法令に違反する行為及びそのおそれのある行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、その他の反社会的活動を行っていないこと、及びそれらを過去に行っていないこと
4. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本取引をするものではないこと。
5. 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 当法人に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - ② 偽計または威力を用いて当法人の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
6. 講師について、反社会的勢力に該当しないこと、反社会的活動を行わないこと等、当法人に対し表明保証した内容に違反した場合や、当法人が講師を不適切であると判断した場合、当法人から講師による講演会等をキャンセルする場合がございます。その場合当法人では、代役の講師のご提案・手配をさせていただきます。尚、これにより依頼者や来場者等が被った損害賠償等の責は負わないものとします。その旨予めご了承下さい。

第12条（オンライン講演について）

1. 講演会をインターネット回線等を利用して音声や映像等を配信する方法により実施する場合（以下この方法により実施する講演を「オンライン講演」と言います）、依頼者は次の各号の事項に同意するものとします。
 - ① 配信システムの準備
オンライン講演の実施にあたり、当法人が対応可能な範囲で、最適な配信システム（Zoom、Microsoft Teams 等）の提案や利用方法の説明等のサポートは行いますが、依頼者がオンライン講演で使用される配信システムの利用契約の締結や利用料の支払い、配信システムのセッティング作業は基本的に依頼者側にて行っていただく必要がありますので、ご注意ください。
 - ② インターネット回線や機器のトラブル等における免責事項
オンライン講演において、依頼者や聴講者様の使用されるインターネット回線、使用する PC 機器、配信システム、ソフトウェア等は、各自の自己責任で使用するものとし、これらの回線や機器等の不具合、不調、障害等のトラブルにより、オンライン講演の聴講不能、映像や音声の寸断、配信障害等の事象が発生した場合、当法人または講師の責に帰すべき事由がある場合を除き、当法人は依頼者や聴講者様が被った損害について一切賠償の責を負わないものとします。
 - ③ 講演に関する著作権等の権利関係

オンライン講演について、事前に当法人および講師の許諾を得た場合を除き、依頼者、聴講者様による講演の録音、録画その他の複製行為を一切禁止させていただきます。
オンライン講演は、録画が可能なツールを使用する場合がございますが、通常の講演会における場合と同様、当法人および講師に著作権、肖像権等の一切の権利が帰属しております。
依頼者は、講演会の聴講者様や関係者様に対し、講演内容の録音・録画等を絶対に行わないよう、必要かつ十分なアナウンスしていただく必要がございます。
また万一、聴講者様や関係者様等により、録音・録画された講演会の音声・映像、講演中のスクリーンショット等が SNS やインターネット上にアップロードされたり、CD や DVD 等により第三者に頒布される等、当法人および講師の著作権や肖像権が侵害されるような事態が発生した場合には、全て依頼者の責任と費用をもって解決していただく必要がございますので、ご注意ください。

第13条（規約変更について）

1. 当法人は、本規約を随時変更することがあり、本取引に関する契約の内容には、変更後の新規約が適用されるものとします。なお、当法人は、本条にもとづき本規約の変更を行う場合、その効力発生日までに、本サイトへの掲載その他の方法により、変更後の本規約の内容及び効力発生日等を周知するものとします。

第14条（準拠法、裁判管轄）

2. 本規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。また、本サービス利用の際に生じた、当法人と登録者間の一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：令和 4年 7月 1日

一般社団法人こども発達支援研究会
代表理事 前田 智行